

# 駒澤大学障がい学生支援 基本方針(抜粋)

<https://www.komazawa-u.ac.jp/campuslife/support/policy.html>

禅・仏教の精神に則って教育を行う駒澤大学では、思いやりの心と学生相互が尊敬し合うという精神を重んじます。この精神に立って、障がいに基づく一切の差別をなくし、すべての学生が平等な教育の機会を享受できる大学環境づくりを進め、差別のない平等な機会を提供するために、障がい学生支援を行っています。

1. 障がい学生とそれを支援する学生がともに学べる環境をつくり、お互い真心を傾け、お互いを敬い、慈しみの心を持って人を大切にする教育を目指します。
2. 本学の全構成員(教職員・学生)が意識を高め、障がい学生に対して開かれた大学を目指します。
3. 障がい学生の皆さんが主体的に充実した学生生活を送ることができ、社会に出てからも堂々と支援を要請でき、自立した生活を送ることができる力を養成します。

## 合理的配慮の提供の対象者

次の1~3すべてを満たし、建設的対話を経て、大学から認められた学生に合理的配慮の提供をしています。

1. 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、発達障がい、精神障がい等の障がいがある。
2. 障害者手帳又はこれに準じる障がいがあることを示す診断書を有する。
3. 本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者

## 問合せ/事前相談

駒澤大学では、入学前/入学後を問わず障がい学生支援について、相談を受け付けています。

学生ご本人のほか、ご家族、高校教員等、様々な方からご相談いただくことができます。

「障がい学生支援について知りたい」「どんな支援が必要かわからない」「自分の障がいについて相談したい」など、障がい学生支援に関する様々なご相談を受け付けています。

受験を考えている場合は、オープンキャンパスで相談することもできます。ご希望の方は事前に入学センターへお問い合わせください。

## どのような合理的配慮が受けられるの?

障がいや症状によって、合理的配慮による支援の内容は異なります。

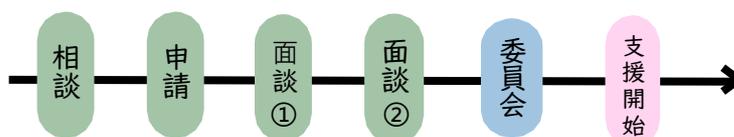
必要な支援に過不足がないか、障がい学生支援コーディネーターと相談し、入学後も随時見直しをしていきます。

主な支援事例は、裏面しておりますので、参考にしてください。



## 支援開始までの流れ

合理的配慮の提供は、最終的に「障がい学生支援委員会」で決定します。支援を希望する皆さんには、支援のご相談、申請からはじまり、教職員との面談でご要望の聞き取りや調整を行います。



※ 委員会は事務局で開催します。  
希望者の方にご参加いただくことはありません。

### 駒澤大学

学生支援センター 学生支援相談課

☎ 03-3418-9755

✉ [shien@komazawa-u.ac.jp](mailto:shien@komazawa-u.ac.jp)

🕒 平日 9:00-17:00 土曜 9:00-12:00

📍 世田谷区駒沢1-23-1

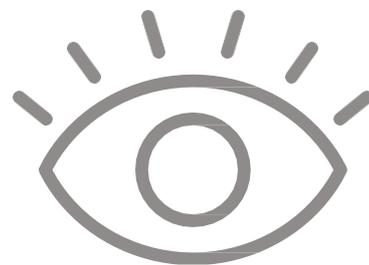




## 聴覚障がい

主な合理的配慮の例

- PCノートテイク
- ロジャーの利用
- 文字起こしアプリの利用
- 手話通訳の派遣



## 視覚障がい

主な合理的配慮の例

- 入学前の学内移動案内
- キャンパス内の移動補助
- 授業資料の事前配付
- 教科書のテキストデータ化
- 試験の別室受験
- 試験の時間延長
- 拡大鏡等の持込の許可

### 『専門スタッフとの面談』

定期的にスタッフと面談し、困りごとを相談できます

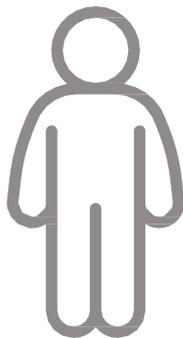
### 「支援に関するお知らせ」を 授業担当教員に配付

前期、後期に授業担当教員に  
支援に関するお知らせを配付します

## 肢体不自由 内部障がい

主な合理的配慮の例

- 授業間のキャンパス内移動時間
- 授業教室の配置
- 授業の着席位置の配慮
- 試験の時間延長  
(書字に困難がある場合)
- 体育科目の受講方法



## 発達障がい 精神障がい

主な合理的配慮の例

- 注意事項等の文書伝達
- 授業の着席位置の配慮
- 課題、スケジュールの確認
- 対人関係の介入
- クールダウンの機会の提供
- 授業の録画、録音の許可
- 明確な指示

